

〔共済契約転出・転入届(法人間異動届)裏面〕

他法人へ転職される方へ

- ① 他の施設・団体に転職する場合、転職先が従事者共済会と契約していれば、従事者共済会の加入を継続させることができ、加入期間と掛金累計額が通算されます。
- ② 加入を継続させるためには、掛金納入期間が途切れないことが条件となります。
- ③ 条件を満たし、加入の継続を希望する場合は、転出・転入届を提出してください。
- ④ なお、転出・転入届は、転出先及び転入先施設・団体の同意のもと、連名で届出を行うことになっています。
- ⑤ 従事者共済会に加入していない施設・団体に転職する場合は、退会となりますので、必ず退会手続き(退職共済金の受給申請)をとってください。
- ⑥ また、従事者共済会については加入継続できなくても、福祉医療機構の退職手当共済制度は継続できる場合もありますので、必ず転出先施設・団体の事務担当者を確認してください。

<転職にあたっての注意点>

* 標準給与月額

転職に伴い本俸月額に変更があっても、標準給与月額及び掛金額は、標準給与月額変更時(毎年10月)まで変更することはできません。

* 加入者番号

加入者番号は退会するまで同じ番号です。転職先で変更になることはありません。

* 従事者共済会の貸付金制度の利用中の転職

「従事者共済会貸付金返還に関わる依頼書」を再度作成し、転職先の施設・団体に提出してください。

転職に伴う貸付金の返還計画の変更はできません。